

第3回 八尾市児童福祉審議会 議事録

日時：平成21年9月12日（土）

午後2時～

場所：八尾市役所本館8階第2委員会室

出席者：委員19人、事務局

次第

- 1 「多様な主体による保育所設置」（前回議論できなかった項目）
- 2 「就学前から就学へと切れ目のない支援について」
- 3 その他

事務局挨拶

出席状況報告

資料の確認・修正について

・委員長

公務ご多忙のなか、お集まりくださりましてありがとうございます。ただいまより、第3回の八尾市児童福祉審議会を始めさせていただきたいと思います。今回の審議内容としたしまして、前回議論できなかった項目「多様な主体による保育所設置」、そしてもう1つは、大きな諮問事項としまして「就学前から就学へと切れ目のない支援について」というこの2点について、皆様方のご意見をいただきながら、八尾市の施策に反映していきたいと思います。おおむね3時半までの予定でございますので、活発なご意見を出していただきますように、よろしく願いいたします。それではまず、今日の議案の1番目、保育所整備のあり方について、事務局さんからご説明お願いいたします。

・事務局

それでは資料1の最後の8ページを元に、諮問事項1の5点目、「多様な主体による保育所設置」についてご説明いたします。女性の社会進出に合わせて、保育需要が飛躍的に増大するなかで、待機児童解消に向けた柔軟な対応としまして、平成12年3月に保育所設置にかかる主体制限が撤廃され、株式会社やNPO法人の保育所設置が可能となっております。本市においては、これらの保育需要に対応するため、保育所の拡充に努めてまいりましたが、公立保育所を除くそのすべてが社会福祉法人であり、結果として、本市の安定的な保育所運営と保育サービスの供給に貢献してきた経過を踏まえ、待機児童の解消が喫緊の課題である現状においても、引き続き社会福祉法人による安定的な保育所運営を行っていくのが望ましいものと考えております。一方で、規制緩和により、認められている設置主体を市の判断で制限することは難しいものがあります。また、現状での保育所認可は大阪府の権限であり、そのため、本市におけるこれまでの経過等の理解を求めた上で、保育所設置者に対して社会福祉法人での運営及び取得を促していくことが必要であります。以上でございます。

・委員長

ただいま資料1の、前回議論できなかった項目の中の、「多様な主体による保育所設置」というかたちで、現状とそして一定の考え方を提示していただきました。さっそくですが、この点に関しましていろいろご意見をいただきたいと思います。

・委員

事前に資料を読ませていただいて、考え方というのですか、こういうふうなかたちがいいのではないかと発表したいと思います。まず、「多様な主体による保育所設置」ということで、ここにも書かれている社会福祉法人というのがやはり一番望まれるのではないかなということ考えております。しかし、対応策にも書いてありますように、法の規制緩和による株式、もしくはNPO法人等々の保育所設置に対して八尾市独自で規制するというのは非常に難しいという判断なので、参画してもらわない、ということを答申に盛り込むのは難しいのではないかなと思います。法人を選択するときに十分な審査、保育の質や経営状態などについてしっかり審査できる基準を明確にし、そのことによって、選択される法人が、社会福祉法人であるか、株式であるか、NPO法人であるか問わないというふうに考えればいいのではないかと思います。

あと1つ懸念されるのが、ここにも書いてありますが、株式が突然、運営から撤退するというようなケースも以前にあったと記憶しておりますので、その不測の事態に備えて、何か担保できる方法を考えておけばいいのではないかなと思います。ただ、社会福祉法人とて、ある意味撤退を余儀なくされるケースもありますが、それは府が担保していますので、株式の場合に、できれば行政が主体となって、撤退の場合の万が一の担保をぜひお願いできたらと思います。

・委員長

委員会の中ですから、どなたか少し教えていただきたいんですけど、株式会社の場合、撤退するとなると、その建物や土地とかそういう資産は、株式会社が処分できる。ただし社会福祉法人は、国、たぶん都道府県に帰属してしまうようなかたちになるので、経営の安定上ということを見ると、やはり社会福祉法人のほうが望ましいのではないかな。都道府県が法人の資産をおさえながら、ほかの社会福祉法人に委託するという、そんなルートが社会福祉法人にはあると思うのですが、そういうことでよろしいですね。株式会社が参入するときの担保の仕方というか、これ、条例の範囲を超えちゃいますからね。そういう気がするのですが。何かいい方法がないか、そのあたりが一番懸念されるということですね。

・委員

私も、保育所は、やはり社会福祉法人が望ましい、というか、そうでなければならぬというふうに思います。株式会社とか企業参入によって、さまざまな問題が起きており、私が記憶している範囲だけでも、1つのベッドに赤ちゃんを二人寝させていて、一人が下敷きになって亡くなったとかね、そういう事件も相当前ですけどありました。最近では、2008年、MKグループというところが一斉に倒産した。この事件では、グループが運営し

ていた認証保育所とか認可保育所が、補助金を受け取った直後に倒産したということで、まるで補助金詐欺ということで問題になりました。企業の目的というのは儲けです。なんといっても、それが一番主体となっているということで、企業が経営している保育所の実態を見ましたら、共通しているのが人件費が非常に削減されてきているということ。例えば、ある企業では、ほとんどが1年間の契約社員。1年経ったら、その時点で更新するか否か、それは企業が決める。そういう派遣のような契約というかたちでやっている。所長さんまで含めてそういうかたちでやっているということで、これは保育所経営だけでなく、子どもたちにも非常に悪い影響があると思います。子どもたちというのは、やはり先生というのが、一番大事な存在ですし、仮に一人の先生が代わられても、全体として知っている先生がたくさんいらっしゃると、心の安定になると思いますが、その点でもぶつぶつと打ち切られるという点がありますし、何より、保育、子どもたちの成長・発達を第一に考えているか、儲けを第一に考えているか、そこの違いがあると思います。先ほど、それを何らかのかたちで自制するような方法がないかと、私も考えてみましたが、やはり、公的責任を果たすべき八尾市が、どういう立場を取っているかが大きいと思います。もちろんこの審議会の答申の中に、社会福祉法人が望ましいという言葉を残すというのも大きいと思いますが、やはり子どもの発達責任を持っている行政がどういう立場を取るか、それが非常に大きいと思います。そのうえでいろんな方法を考えていくのがよいと思います。

・委員長

確かに一番いいのは、どのような事業形態をとられようと、市民の方の多くの賛同を得られるような保育理念だとか保育内容に賛同し、適切な運営をしながら、何よりも子どものために考えてくださる、そういう方が一番いいのだらうと思います。ある意味、子どもをどう育てるのか、そんな考え方があってそれに賛同して下さって協力して下さる。それが大前提になるのかなと思います。

・委員

社会福祉法人ということで、八尾市としての考え方というのをすごくいいことだなと、それに限るといえるのか、それが方針として八尾市にあるのなら、いいなと思います。ただ、その中でひとつ大事にしたいのは、企業だから、NPOだからだめということではなくて、八尾市独自のところをもし出せるのであれば、八尾市としての保育を打ち出せるきっかけにもなると思います。八尾市が社会福祉法人だけにこだわるといえるのもひとつのやり方ですけども、ほかの審査基準を八尾市は持っていて、企業にもNPOにも入っていただけの可能性があるということを示してよいと思います。企業が儲け一辺倒ということもわからなくはないですけど、八尾市はきちんと調べることもできますし、話を聞くこともできますし、そこを踏まえて、可能性を残しておいていただきたいなと思います。こだわってしまうと社会福祉法人にしか目が向かないので、それ以外の可能性もある、ひとつの可能性として持っていたほうがよいと思いました。

・委員長

確かに株式会社になるとその領域は市場原理で動いていくわけで、お客さんが集まるか集まらないかの世界ですから、ひどい保育をしていると当然お客さんは来ないわけです。

今、保育の制度も変わりつつあって、将来的にもし直接契約というかたちで保育所の利用がなされるようになると、ますますそういうあたり、企業もいかげんなことはできないというインセンティブが働くのかもしれないね。

・委員

私もほかの委員の方々と意見が重なるのですが、やはり行政の立場というものをしっかり、保育に欠ける子どもを選ぶというところからもそうですし、企業の選定にしても八尾市独自の基準をきっちり設けていただきたいというのがあります。また、保育の運営が始まった後も、定期的に八尾市として補助金を出しているのだから、きちんと運営しているかどうかというオーディットを行っていただきたい。これは社会福祉法人であれ、NPOであれ、どういう形態であってもまったく同じで、公立でも年に1回監査の日を設けるとか、できればそれは抜き打ちで、日常の保育の状況とか、看護師が常に常駐しているとか、チェックを行っていただきたいです。

・委員長

今のところ、認可外の保育施設の抜き打ち監査については、大阪府がやっておられますね。八尾市さんも同席されるのですね。

・事務局

八尾市の場合、本市職員も認可外保育施設の立入調査に同席しています。認可外につきましては、大阪府に監督権限があります。

通常保育の分ですけれども、当然大阪府のほうの私立運営に対する監査というのがございます。これにつきましても市の職員は同席しておりますし、それ以外にも八尾市のほうも補助金等を出しておりますので、うちの担当者が、年にすべていくというわけではないですけれども、4～5年くらいで全保育園を回るということで、1年間に数件検査に行くということになっております。

・委員長

それはまったくの株式会社の場合でも同様の仕組みと考えてよろしいですね。

・委員

一般市民として少し感じたことですが、株式会社やNPO法人が参画されたらいかんのかなと。というのは、確かに質の面から考えて社会福祉法人のほうが適切かと思うのですが、現実はどうなんですかね。量は少ないんでしょう。待機児童もいるし、ほんとは保育所に入れたい人もたくさんいるのではないかと。

・委員長

私の知っている範囲の話ですが、たぶん国としては、駅前型の保育施設を想定しながら株式会社の参入を可能したと思うのですね。それ以降、いくつかの株式会社が保育施設

を運営されていますけど、それこそ千差万別といいますか、ほんとにまじめに保育を展開しておられる株式会社から、先ほどお話があったように、事件が起きるようなところまで、今のところ、いろんな参入の仕方をされておられると思います。

・委員

それはわかるのですが、現実には、保育所に入れたいけど入れない人に対して、入れる入れないのラインがものすごく大きいと思います。私のような一般市民からみると、入りたい人がおれば全部入れてあげたらいいじゃないですか。だから極端なこと言ったら、これから5年先10年先、子どもたちが減っていくということになるのであれば、少なくともときには保育所を減らしていったらいいわけです。そのときは老人施設に切り替えるとか。現実には保育所に入れたいのに入れない、そのためにお母さん方が走り回っており、就業証明を書いてくださいと頼まれます。もしも本当に保育所に子どもを預けて、お母さん方が自分の生活設計ができるのであれば、それをもっともっと支援すべきではないか、もっともっと保育所を作ったらいいいのではないかと。

・委員長

保育に欠けるというかたちで保育所が整備されてきて、いつのまにか国は保育を要する、という言い方に変えて、さらには保育を要するか要さないかにかかわらず、保護者、子どもが必要だと思えば、いつでも保育所を利用できる、そんな制度に作り変えようと議論されていると思います。ただ、いろんな参入主体が入ってきて、たとえば株式会社の保育施設なんかは若干保育料が高かったり、経済的な面でどんどんとなし崩し的に保育料が上がっていった負担が増えるという心配をしておられる市民がいらっしゃると思います。利用したい親子がいつでも利用できるように議論されていますが、まだ結論が出ていない。なかなか悩ましい問題で、今、本当に働きたいお母さん方が増えてきておられて、経済が冷え込んできているということもあって、そういうニーズはあろうかと思います。一方では、親御さんがする子育てを全部引き受けてしまってそれでいいのか、という議論がまたきくと出てくるかと思うのですが。

・委員

やはり認可外であるということは質が担保されないというのが決定的で、やはり社会福祉法人は敏感ですから、われわれ預ける側で考えると安心、安全かなと思います。そのところ、株式会社やNPOがだめではなくて、質をどうやって担保していただけるかということ、どこが考えるか、この場合であればやはり八尾市がどういう形で質の保証をしていけるのかということ、どこまで考えられるのかなというのが根っこにあると思います。だから、設置の主体がどこだから、というのではなくて、その質をどういうふうに担保していくか。やはり歴史的経緯で見ると株式会社等は、いろんな利益がなくなった途端に撤退したりとか、委員長も先ほどおっしゃいましたけど、ピンからキリまであります。下のほうだったら、そこに就職している学生、卒業生が戻ってきて泣きながら、あまりの保育の質の低さに耐えられないというような、そういう実態もあるわけです。逆に、さっき委員長が言ったように、きっちり認可と同等の質を保証してくれるところもあるわけで、そ

れは独自に任されてしまってますから、やはりそこを監督というか、あるいは何らかの制度が設けられるのであれば、さっき言ったようにニーズは足りておりませんので、株式会社やNPOが参入していただくのはありがたい。預けられなくてどこへ預ければいいの？という親にとってはありがたい。

もうひとつ、社会福祉法人がもう少し動きやすいようにはしていただきたい。やはり社会福祉法人にやっていただくのが一番いい、そのところの規模を膨らましていただきやすいように、たとえば市がバックアップする。まずはそこから、という願いはあります。

・委員長

そういう保育の安定性や質の確保という観点からですね、現在の仕組みにおいては社会福祉法人が一番妥当なところだけれども、何よりもっと大事なのは、監督の仕組みだとか、あるいは八尾市の保育の仕方をどう考えるかそういう明確な指針というか、そういうことを示すことが必要だというご意見でした。

・副委員長

各委員さんの意見が出てきたのですが、やはり社会福祉法人が果たしてきた役割は非常に大きいと思います。保育所というのは、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、今、待機児童の解消ということで焦点が当たって議論が国レベルでも進んでいます。保護者の子育て不安とか、虐待が懸念される家庭とか、一人親家庭の増加というように、子どもたちを取り巻く環境が非常に大きく変わってきているなかで、単に保育に欠ける子どもを、保育の実施ということだけではなくて、今後は地域におけるセイフティネットの中核を担う施設としての役割ということを視野に入れた保育所整備のあり方というのを考えていかないといけないのかなと思います。そういうことを考えたときに、株式会社がすべてだめというのではなくて、やはり質を担保していくために子どもにとっての児童福祉施設、福祉を的確に担っていただけるように、参入するときの質の担保というのを各自治体がしっかりと考えていく必要があり、何でもありになってしまうことを私は非常に懸念します。

・委員

社会福祉法人と株式会社を比較した時、株式会社がどうしても待遇が悪くなってくるというひとつの原因は、税制の問題だと思います。社会福祉法人は法人事業税および固定資産税等が免除されています。このような点において、株式会社はイコールフットィングの立場から、非常に差をつけられていると思います。社会福祉法人が今までどおりずっと法人事業税、ことに固定資産税、こういうものが免除されていくのかという点において、将来的に見た場合、社会福祉法人もやはり株式会社と同じような状況になっていくのではないかとということも考慮しなければならないと思います。

・委員

社会福祉法人と株式会社、NPOということについて、株式会社は固定資産税とかはもちろんかかり、経営活動というか、配当も必要になってくるというところもありますので、そういう仕組みの中で動くというのは確かです。そのなかで、イコールフットィング論と

いう観点で言うと、社会福祉法人では税金がかからない、不平等だということですね。それを言ったら、なんで不平等なんですか？同じ活動をしているのに、となるのですけども。ただ、株式会社というのは持分金があって、株主のものになりますので、利益が発生すればそれは株主のもの、というふうになっていきます。社会福祉法人の方は、持分金は存在しませんので、先ほどのお話のように、経営が悪化してきたとしても、保育所がつぶれるとかというのではなくて、国や府が直接やるということは通常考えられないですが、別の法人と合併してきちんと運営していくというのが基本になっています。本当に要らないという地域になりますと、違う施設に転用しますよという形で考えていく方向はありますが、そういったかたちで、社会福祉法人が担保されています。社会福祉法人がこれから先、税制上課税対象になるかという話ですが、今年、社会福祉法人のあり方についての検討会が行われています。社会福祉法人は利益を出すのではなく、それを内部で蓄積しながら地域に還元していくのが目的なので、外部にお金を持ち出す、利益配当していくのではなく、新たなサービスであるとか、地域支援に向けて活用していくというかたちを進めさせていただいております。

・委員長

社会福祉法人と企業の経営の基盤がそもそも違うので、同じ土俵にしたほうが良いという、そういう議論は、高齢者の分野で比較的早くから議論がされていましたが、厳しいほうに合わせてほしくないなど。そのための公的な、子どもを育てるのは公的な仕事ということ、せつかくここまで多くの方々の賛同を得られるようになってきたと思うのですね。ですからそこで、公的保育の後退というのは考えたくないなという気がします。

・委員

先ほどから、株式会社が進出してきたときにどう対応するか、という議論になっていると思うのですが、その前に、経験も豊かだががんばってこられてる社会福祉法人が、いかに進出しやすい条件をつくるかということが大事じゃないかと思うのです。先ほどから言われているように、待機児は多いです。いくら解消しても増えてくるという時代背景になってきているという現状があります。社会福祉法人が八尾に保育所を建てたいという希望が出てくるような条件を作ることです。そのためには、前にも少し言わせてもらいましたが、90名くらいでないとだめとか、いや30名以下の小規模でないとだめとかではなく、また地域的にもニーズが高い地域に限定する、とかいうのではなく、社会福祉法人がここに作りたいという希望がもしあれば、柔軟に対応して、行政も一緒になって作る方向で考えていくとか、社会福祉法人にできるだけ出してもらうということに勢力を注いだほうがよいのではないかと思います。

・委員

これまで行政側に何とか努力してほしいというような声が多かったと思うのですが、改めてここで、八尾市がどう考えているのか、現時点でどういうふうに独自の策を練るといいですか、行政努力をしようとしているのかというビジョンをお聞きしたい。先ほどのオーディットもそうですし、法人選定と保育に欠ける家庭の選定から、ひいては前回の審

議会の内容と少し重なる部分がありますが、幼保一元化にしても、分園化にしても法人サイドにしたら土地を準備して、建物も準備して、人件費も負担して、すごく大きな負担で、いくら認可外を吸収合併傘下におさめるといってもやはりリスクーなので、なかなか手を挙げにくい状況ですよね。そこでたとえば、八尾市が持っている土地を提供するとか、前回申し上げましたけども、公立保育所の跡地を利用するとか。この審議会と並行して行われている幼稚園審議会では、一中学校校区について、幼稚園、小学校、中学校という一貫校をつくるべく幼稚園統廃合が行われていると聞いており、もし統廃合が行われるのであれば、その幼稚園の土地園舎を分園化ですとか、幼保一元化のほうに提供してあげるとか、八尾市の行政努力というのをお願いしたいんですけど、今の時点でどういう図を描かれているのかを教えてください。

・事務局

非常に大きい課題で現時点でどうかというのは、難しいですね。八尾市では、これまで待機児童の解消に取り組んできておりまして、そのなかには保育所の民営化というかたちでさせていただいたこともございます。今後、めざしている保育といいますのは、今ご議論いただいているように、待機児童を何とか解消したいという八尾市の問題のなかで、5年先10年先を見れば、今度は保育所幼稚園という器がどんどんあまってくるというような状況が、この先見えてきます。そのなかで、いかに適正な場所に、保育所なり幼稚園なり、幼保一元化にしてもそうですが、配置していくかということで、これは前回も議論いただいておりますように、できるだけ小規模な形で今後、今の課題を解決していきたいということでの提案で議論いただいた次第です。幼稚園の将来云々というのはなかなか言えないのですが、八尾市にある財産を活用して将来子どもたちに使っていくというのは、検討していくべき課題と思っています。

・委員

私は幼稚園の審議会の事務局を担当していますが、中学校区で幼少中一校ずつという話は一切進んでおりません。それから今やっている中味は、幼児教育のなかで、集団の意義とか集団の大切さとか、そのあたりの議論をさせていただいています。それから一番効率的な定数ですね、何人くらいが一番望ましいかというあたりの論議を各委員でしていただいております。統廃合を目的として委員会の設置をしておりませんので、誤解のないようにだけお願いしたいと思います。いろんなご意見をいただいておりますね、八尾市の教育委員会として、公立の幼稚園について、どうしていくのが一番望ましいかというあたりが、今回の審議会でも諮問をした部分でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

・委員

この件に関してはいろんな議論があるということは充分わかっておるのですが、規制緩和において、株式会社、株式会社だけでなくNPO法人も含めて、いろんな設置主体の保育所設置が可能であるというかたちになっているなかで、市が株式会社・NPOの設置を認めないというふうにするには、やはり無理があるかと思うのです。先ほどから何回か出てきましたように、八尾市の基準を明確に示して、その監督の仕組みをきちんと作って、

そこをクリアすれば設置自体を問わない。その基準のなかに、できるだけ子どもたちにとってプラスになるような条件をいかに盛り込んでいくかということと、事業の継続性をいかに担保するかというところで勝負するしかないのではと思います。

・委員

皆さんのご意見を伺って、役所にお聞きしたいのですが、実際に八尾市のほうに株式会社・NPOから保育所設置の依頼がどれほど出ているのでしょうか。それから東京都や大阪といった人口密集地はたくさんありますが、そこではNPOなり、株式会社がどういう状態で運営しているのかを聞きたいと思います。

また、待機児が多い。待機児が多ければ、それはすべて、保育所で収容しないといけないのでしょうか。収容するのは他の施設も考えられるのではないかと。たとえば大きいショッピングセンターなら、ショッピングセンターの中で、一時的にそれに対応してもらおう。それぞれの事業所の中での保育所もあると思うのです。そういうことを考えることも、一時的なこととしてやっていく必要があると思います。幼稚園のことをおはなしいただきましたけど、私ども幼稚園の関係者としてしましては、その展望はすぐには出てこないと思うのです。しかし、10年先くらいになれば、これだけの少子化ですから、幼稚園も渦の中に入ってっていきます。保育所も当然渦の中に入っていくことでしょう。そこで雇用している教職員、それ以外の事務員、その人たちの存在はどのようにすればよいのでしょうか。それは、幼稚園や保育園といった施設だけに期待するのではなく、それ以外にまだ選択肢があるのではないのでしょうか。それをもっと研究して、その解消にできるものを考えていくべきと思うのです。

・事務局

具体的なことと言えば八尾市には現在株式会社が運営する保育所はありません。ただ、近隣で言えば、会社立の保育所が池田市にあります。どちらかということ、株式会社、NPOの数も関東のほうで進んでいます。また、企業内保育所、いずれにしても認可外保育所の範疇に入るかと思いますが、企業で保育をさせていただいているところもございますし、認可外保育所が保育に果たしてきた役割は大きいと考えております。今後もそういった部分で役割として果たしていただきたいと思うのですが、まずもって今回、諮問としてあげさせていただいているのが、保育の質という観点で、認可施設の中でどういった今後受け皿を作っていけるかということで議論いただきたいと考えています。

・委員長

やはり、テーマからしてかなり白熱した議論になったかと思います。まだご発言いただいている方もおられますが、今日もう一件諮問事項が残っております。今までお話を伺った中でまとめますと、まずは将来の社会動向やあるいは保育の制度の変更のようなことが今後出てくる可能性があるのも、それを見据えながらも、まずは市の保育観をしっかりと示すということですね。そして、保育の安定性や質を確保するための仕組みを作ることが大前提であって、社会福祉法人が今の制度の中では一番安定していたのですが、そのあたりのことをご意見いただいたと思うのですが、少しこちらの資料に出てきてい

る現状と対応策の文言からすると、もう少し社会福祉法人に縛られないというニュアンスにもなってきていますね。まだご意見いただいておりますが、諮問事項2も大事な項目で、できたら残りの時間ですね、諮問事項2のところに議論入っていききたいなと思います。今まで議論してきた「多様な主体による保育所設置」について会議が終わってからも、今日ご発言いただいている委員も含めて、事務局に意見を出していただきたいと思っています。また、それらの意見が反映される仕組みを事務局でお願いしたいと思っています。

・委員

それは今日の諮問事項プラス前回の審議で少し疑問に思っていることも、八尾市のほうに質問を投げかけるということですか。

・委員長

最終的に答申案を書くときに、皆さんの意見をしっかりと反映したいと思いますので、前回議論した内容も含めて、というかたちはいかがですか。

・委員

この会議録としては残っていない部分も、提案事項としてあげたところは考慮していただけるのですか。

・委員長

どこかの会議でそれをお話しすること可能ですね。

・事務局

先ほど最初に説明したとおり、諮問事項3まで行きたいので、全体としてご意見をお伺いする機会も考えております。文書でご意見いただいた部分については、審議会までいただいたら、次回までにその意見と八尾市の現時点の考え方も説明させていただきます。

・委員長

よろしいでしょうか。そうしましたら、少し心は残っていますが諮問事項2のほうに移らせていただきたいと思います。

・委員

一点だけ、利用者の視点といいますか、実際に通園する子どもたちの視線とか、利用する親の視線をぜひ大切にしてほしいなという部分がありましたので、ぜひこの辺りも答申に組み込んでいただけたらなと思います。事業主体にばかり目が行くのですが、やはり利用する方の視点・目線をぜひ入れていただきたい。あと企業内の話もありましたが、最近ですと医療法人とか、学校法人もこういうところに進出されております。やはりそういっ

た意味では、社福だけをパーフェクトと論じていくのは非常に難しいのではないかなというふうに思いますし、継続できる事業主体でなければやはり長続きしないのかな、ということも少し考えました。

それから諮問事項2で、ここで使われている「切れ目のない支援」というのが、具体的にわかりにくい。わかっておられる方もいらっしゃると思いますが、「就学前から就学へと切れ目のない支援について」とは具体的にどういうことをされて、どういうものなのかを教えていただけたらと思います。

・委員長

はい、ではそれも含めまして、諮問事項2につきまして事務局さんのほうから簡単にご説明いただけますでしょうか。

・事務局

資料2に基づきまして、諮問事項2について説明をさせていただきます。まずですね、資料2の1ページ目、1番 現状と課題 (1) 子どもを取り巻く環境の変化についてまず説明をしております。少子化傾向であるなかで、核家族化や地域のつながりの希薄さなどにより、子どもを取り巻く環境の変化だけでなく、親の子育て環境も大きく変化しております。その結果、子どものコミュニケーション能力の低下や基本的生活習慣が定着していないなどの課題が指摘されるいっぽう、子育てに悩む親も増えておりまして、児童虐待に関する相談件数も増加傾向にあります。次に、井上委員からご指摘ありました気切れ目のない支援についての必要性ですが、5歳児のほとんどが保育所や幼稚園に通った後、小学校へ入学している現状、それから3歳以上の幼児教育においては、保育所保育指針と幼稚園教育要領との間で整合性がはかられていること、さらには今年4月から、子どもの育ちを支える資料を、保育所から就学先とかの小学校へ、保育所児童要領として送付されるようになり、従来の幼稚園と小学校の連携だけでなく、保育所と小学校の連携も求められております。これらの現状を踏まえれば、就学前においては保育所や幼稚園が中核となって家庭や地域社会とともに幼児教育を推進していくことが重要であり、また、子どもの発達連続性等の観点から保育所、幼稚園と小学校双方が円滑に接続されることが望ましく、就学前から小学校への切れ目のない支援が必要であるとしています。切れ目のない支援ここ非常に難しいんですけども、要は保育所、幼稚園、小学校それぞれが別々に支援していくのではなく、お互いに幼稚園、保育所が連携を取るとか、それから幼稚園、保育所に通って小学校に上がるんですけども、そこでの連携をいかに円滑にしていくかと、そういう意味での切れ目のないということで、理解いただければなと思います。少し説明が合っていないかもしれませんが、そういうかたちでお願いしたいと思います。補足資料1番つけておりまして、幼稚園教育要領、保育所保育指針というのが出てきましたが、その比較をお示ししております。先ほどご説明しましたが、幼児教育の部分で内容について整合性がはかられているということが伺えるかと思います。これらの現状の課題から今後の取り組みの方向性として、2つの視点をお示ししております。1ページと2ページにまたがっておりますが、四角で囲ってある部分でございます。

1つ目が就学前における質の高い保育と教育の充実でございます。就学前において保育所や幼稚園が中核となって家庭や地域社会とともに幼児教育を推進していくためには保育

所・幼稚園が既存の枠組みを超えていっそう連携を図り、質の高い保育と教育双方の充実をはかることが必要という視点でございます。2つ目、2ページ目のほうに移りまして、小学校への円滑な移行でございます。子どもの発達の連続性を踏まえ、保育所・幼稚園と小学校がそれぞれの教育内容を理解し、一貫性のある教育を提供していくことが必要という視点でございます。

次にこれらの視点を元に、1で挙げた現状と課題の対応策について3つの取り組みについて検討しております。1つ目の検討が、就学前における質の高い保育と教育の充実に向けた取り組みについてでございます。取り組み内容として、保育所と幼稚園間での合同研修等の実施を通じてそれぞれの職員が交流をはかるもので、特に最近のほとんどの保育所・幼稚園の若手職員においては、それぞれの資格を併用していることから、交流することで相互理解をはかり、より決め細やかな保育・教育を展開する力を身につけることが期待できます。また、一歩進めての職場体験による交流も挙げており、お互いの職場を体験することで子どもの発達の連続性に対する認識が深まることが期待されます。これらの取り組みに際し、行政として連携がスムーズに図れるよう情報や資料の提供等の支援を行っていくべきであり、その仕組みづくりを行う必要があります。さらには、幼保一元化施設をあげておりますが、前の諮問事項である保育所整備のあり方についてのなかで触れました認定子ども園制度につきましては、単に保育所・幼稚園双方の機能に着目するだけでなく、地域子育て支援の充実を目的とする制度絵あることから導入の検討にあたりましては、就学前から就学への切れ目のない支援をはかるという視点が重要になってくるかと考えております。

2つ目の検討ですが、小学校への円滑な意向に向けた取り組みでございます。前の検討で挙げた保育所・幼稚園の職員交流に加えて、小学校をも含めた3者間における合同研修等の相互理解を図れる機会の創出が必要でございます。また、保育所・幼稚園に通う幼児と小学生との交流をはかることで、幼児が小学校への親しみや憧れを持つことにつながれば、より小学校への円滑な移行が期待でき、また、小学生にとっても年下の幼児との接し方を考え、相手に思いをめぐらせることでコミュニケーションの向上も期待できます。

補足資料2ですが、これは国の資料になるんですが、その抜粋で、保育所、幼稚園、小学校の連携事例についてお示ししております。職員の交流による合同研修や職場体験等の具体例が挙げられております。

また、本市の取り組み事例として、教育委員会の主導で保育所、幼稚園、小学校の教職員が連携して今年の4月、子育てノートブックを発行いたしました。皆様のお手元にも配布しておりますが、この手帳は早寝・早起き、朝ごはんや衣服の着脱など、小学校入学前に子どもに身につけさせておきたい生活習慣をはじめ、叱り方やほめ方など子育てに関するアドバイスをQ&A方式でまとめたものでございます。さらにこの手帳の発行にあたり、公立、私立の保育所、それに幼稚園が合同で小学校入学までの家庭教育支援についてをテーマに6月に研修会を実施しております。今後もこれらの連携による取り組みを継続して、相互理解をはかっていくこととしております。今回は在庫がございませんので、コピーでの提供とさせていただきます。またご参考いただきたいと思います。

資料に戻りまして、3ページ目ですね、最後3つ目、小学校への円滑な移行に向けた取り組みについて、特に保育の観点から検討しております。就学前に保育所を利用していた児童が、小学校入学後に必要となるのが放課後児童室であり、円滑な移行が可能となるよういっそうの確保をはかりながら量的な拡大をはかっていくことが重要としております。本市におきまして、今年の4月から開室時間を午後5時から6時まで延長したり、モデ

ル実施といたしまして、今は小学校3年生までなんです、小学校4年生の受け入れを行うなど、量的な拡大も含め、内容の充実を行っております。ただ保育所の延長保育が午後7時まで行われていることを踏まえれば、さらなる拡大について検討する必要がありますが、一方で時間延長に伴い、保育料改定も検討事項となるため、保護者負担も踏まえたうえで慎重な対応が求められます。

また、保護者の就労にかかわらず、小学校1年生から6年生までを対象とした放課後子ども教室とも連携をはかり、一体的な数字にすることが放課後の安心・安全な場所作りとしてさらなる充実を図る必要がございます。以上でございます。

・委員長

はい、ありがとうございます。夢のような支援、わりと今社会福祉あたりの大きなテーマになっていまして、シームレスという言い方するのですか。縫い目がないというか。たぶん既存の制度の狭間にある問題がいろいろなところで顕在化している、そういうふうに思います。就学前、そして初等教育ですね。小学校への就学ということを考えますと、子どもにとって大きな変化で、よく教育の分野で「遊びから学習へ」と。就学前の子どもたちは遊びということを通じて、いかようなことを学んでいるか、そういう時期が本格的な学習という時期へと移行していく、学習への移行時期がシームレスになっているかということですね。あるいは、大人が一貫した子ども観を持ちながら、就学前そして就学後に変わっていったり、いくつかの観点で大事なことが含まれているように思いますので、いろいろご意見をいただきたい。

・委員

私はあまり勉強不足で、実態というか、こういうことをよくわかっていないかもしれないのですが、「切れ目のない支援」について、今更なんじゃないかと少しそういう感じを覚えました。子どもを幼稚園に預けて小学校へ送りましたが、そういうことはあって当然と思っていたんですけど。こんな話を聞いたことがあります。公立の幼稚園が小学校のそばにある。公立の幼稚園に行くと、小学校と近い、距離的なことだけではなく、先生とのつながりもあるから、得って。何が得って私そのときはわからなかったんですけど、得やからやはりそこに行くのがいいって話をね。すごく根拠のない話で、え、八尾市内だったら、保育園でも幼稚園でも、就学前に入学する1年生について、保育園側とか幼稚園側の先生と、小学校側の先生との間でそういうやりとりがあるものだと思っていた。そのあたりで八尾市って、ノートブック作られたと思うのですが、実際の状況についてはどうなのかなど。

・委員

子育てブックのお話が出たのですが、なぜこれを作ったのかという話をさせてもらいます。こども未来部から説明がありましたが、保護者の親としての価値観が、どんどん変わっていき、変容しているというなかで、子どもたちが幼稚園を卒園し、また保育所を卒園し、在宅の子、すべて小学校1年生に上がってきます。そのなかで、「小学校1年生になるまでに、ここまでは教えておいてください。たとえば教室に入っても、座れない子

どももいて、トイレを使えない子どももたくさんおりますが、やはり一定のルールを家庭のほうでもつけてくださいね。」というのを保育所、幼稚園、在宅すべての保護者を対象に配って、そして見ていただいて、ここまでは、しつけましょうよということで、作成したわけです。ただ、教育委員会主導でやっているというより、こども未来部など、特に保育所の保育士とか、幼稚園の教諭とかそういうメンバーが集まって作ったんです。だから教育委員会だけが教育の視点でこれをつくったわけではなく、すべてのお母さん方、お父さん方に、共通しているよというもので作り上げたものです。今、切れ目のない支援ということで、これあたりまえのようであってあたりまえでない。特に小学校の校長のほうからいろいろ話もありますが、やはりだいぶ違う。生活習慣、ルールもつけられていない子どもたちもたくさん入ってきていて、小1の段階で相当差がついている。小1プロブレムといわれますけども、そのあたりでどうにかしてスタートを一緒にしていきたいということ、小学校の校長は言っています。できるだけ幼稚園、保育所等すべてに渡ってですね、スタートを一緒にできるようなかたちにしていきたいなという思いが学校側としてはあるということだけは、お伝えしておきたいなと思います。

・委員長

「今更なんで？」というご質問もよくわかるのですが、教育と保育が非常に近づき始めてきているなかで、子どもたちが育っていく場において、大人たちがしっかりといろいろなものを共有しながら、取り組んでいるのがまず1つですね。子育てブック、ものすごくやわらかくてですね、かわいらしくて、これはとてもいいなと思って、逆に言えば、教育委員会が作ったにしてはやわらかいなあ、みたいな。非常にソフトな印象を受けた。

・委員

あくまで現場の声を聞きながらつくりました。

・委員長

以前に家庭教育読本か何か作られたことがあって、あれから見たら非常にソフトになって、実質的なものになってきているなという印象を受けたんですが。

・委員

「切れ目のない」はなかなか難しいなと思っています。資料の視点のところで、就学前における質の高い教育の充実ということで、家庭と地域社会、先ほど委員長も連携してこうということをおっしゃっておられました。同じく視点2でも小学校への円滑な移行ということで、切れ目のない支援、そんなこと考えて小学生になった記憶もない。現状が違うというのは確かにわかるのですが、家庭と地域社会、保育園に通っているおうちは昼間おられない。逆に地域社会は、保育園という風に考えると地域じゃない。だからどうやってコンセンサスを持って行くのか。幼稚園ならある程度、近くの小学校と隣接しており、地域的にコンセンサスを作っていけると思うのですが、保育園は地域ではないわけですから、また、私学なんかの保育園、幼稚園なんかも当然地域と離れているわけですから、そこでどうやってコンセンサスを取っていくのが課題ではないかと考えています。同じよ

うに幼保、保育園とか小学校とか、切れ目のない一貫した活動で、ペーパー的なものとかシステムのには可能だと思うのですね。だけど物理的に、人間対人間のコミュニケーションができるかって言ったら、非常に難しいと考えている。物理的にコミュニティをどう成熟させようとしているかを教えていただけたらありがたい。

・事務局

地域社会との連携。保育所には確かに小学校、中学校と違いまして、区域というのがございませので、地域との部分が非常に希薄というような状況、つながりが薄いということがございます。通所の区域という部分ではそうですが、保育所という施設そのものは、地域の1つの核に今後なっていくことを考えていくと、やはり地域とのつながりというのは施設の配置上から考えられます。あともう一つ、物理的にどうかということですが、実際の運営を今後考えていくなかでは難しいところもありますが、ただ、いろんな交わりを多くすることで、双方の良い部分、悪い部分を出し合いながら、質を深めていきたいという考え方でいます。

・委員長

地域の中で、そういう子育てですね。子ども会、育成会を啓発したり、あるいは育成したり、そういう活動をしておられるボランティアの方もたくさんおられると思うのです。行政としてどのようなことを考えなければならないのか、という点についてこの切れ目のない支援のなかで、現状の課題を踏まえて対応策の検討のところでは3点ほど挙げていただいております。資料の1点目は、幼稚園、保育所、小学校の先生方の交流や、あるいはそういう時期の子どもたち同士の交流ということですね。まず先生方、あるいは子どもの交流をはかるということを推進する。さらに対応策の1の中では、幼保一元化施設についてどうするか、そういうことが掲げられていますし、3番目では今度は保育の観点から学童保育ですね、放課後児童室の拡充というふうなことをここに掲げてありますが、そのような行政がすべき、あるいは考えるべき点について少しご議論を深めていただけたらなというふうに思っています。

・委員

保育所と幼稚園がそれぞれ交流したり、小学校にスムーズに行けるようにいろんな手立てを取るということは当たり前の話ですし、今後もこれを進めて、スムーズにやっていきたいと思うのですね。それと少し、1つ引っかかる点がね、突然、幼保一元化が出てきて、認定こども園のことが出てきているのですが、育児不安の大きい保護者やその家庭の支援を含む地域子育て支援の充実を目的としている点が特徴である、というふうに書いてありますが、この地域子育て支援というのは、すべての保育所、幼稚園もやっていかないとはいけません。今、公立保育所で3園、私立で2園実施されている地域子育て支援センター。地域の中で親と子だけで生活されているような方が、いろんな相談されたり、いっしょに遊んだり、ものすごく喜ばれていますし、それで助かったと言う人もいます。大きな力を発揮していると思います。それ以外にも、つどいの広場とか、そういうのもやって、支えていると思うのですけど。この制度は、何も認定こども園だけではなくて、

すべての保育所や幼稚園に必要な制度じゃないかなと思います。その点から考えて、地域子育て支援センターを5つだけではなく、もっとすべてに増やしていく方向が必要じゃないかなと思いますし、もしよかったらその実態とかを教えていただけたらなと思います。

・委員

地域子育て支援センター、平成8年、わんぱくプラザっていう大阪府が考えた地域子育て支援の拠点ということで事業を開始し、乳幼児、0からだいたい2歳と、親御さん一緒に保育園に週1回来ていただいて活動したりとか、イベント参加していただいたりとか、というかたちで交流を進めてきました。時にはイベントも開催してきました。それから国の制度となり、地域子育て支援センターというかたちで教室をしたり、育児相談、電話相談も実施しています。親子で来られて一緒に遊んでいる中で、少し聞きたいことがあるときには、保育指導や話をしたり、また話すことによって自分で解決されることもあるようで、話し合ったりとか、ほかの親子さんと仲良くなったりというかたちで交流が続いたり、進んでいるという感じです。

・委員

最初に、現状をお聞きしたかった。といいますのが、保育指針が変わったことと、幼稚園教育要領ですか、それと学習指導要領が今年改訂されて幼保小の連携が完全に義務化されていると聞いている。今年制度が変わった中で、いま、八尾市の幼稚園、保育園、小学校それぞれのサイドでここに書かれている要録の送付とか、ペーパー上のことだけでなく、実際の先生の交流がどのように行われているか。実は堺の小学校に学習指導補助として行かせていただいており、小学校1年生のクラスに入っています。少しこの子気になるな、というのが入学してからわかることが多いので、そうなったときに担任の先生は、通っていた幼稚園とか保育所の先生方とすぐ連携がとれるかたちになっているのか。先生同士、個と個だったら、結局人事異動でどこかの学校に行ったら連絡取れないわけですよね。そういった心配もあるので、八尾市というか、その地域に、幼稚園、保育園、小学校の連絡協議会みたいなところがあって、そこを通じて幼稚園の生活どうでしたかとか、フィードバックするようなかたちが計画として盛り込まれているのか、今実際にどのようなことがされていて、これからどうしようとされているのか、それぞれの、幼稚園、保育園、小学校サイドでお話いただけたらなと思います。

・委員

幼稚園と小学校ですね。教育委員会のほうで、わたしの所管は幼、小、中なのですが、特にここ2年間、15中学校区、その中で幼稚園、小学校、中学校の連携を深めましょう、ということで、教育重点目標の中に位置づけています。それで教育委員会のほうは学校に対して、しっかり教員の連携までしましよと、いう話をしています。昔から小・中学校の連携というのは、非常に難しい部分があったのですが、最近は小・中のほうは教員同士の交流とか、あるいは授業を一緒に見ましょとか、研究会をしましよとかだいたい進んできています。幼稚園と小学校の連携のほうも、連携を強化してくださいと言っていますが、実際はすべての中学校区でそれができているかという、まだできていないかなとい

う状況と思います。ただ子ども同士、幼稚園の子どもとそして小学校1年生の子どもの交流は、すべての園あるいは小学校で実施されています。今、進んでいないと言いましたけれど、小1の先生が幼稚園の保育を見るために参観日に行くとか、あるいは幼稚園の送り出した担任の先生が、自分たちが送った小1の子の授業風景を見るということは、大半の園ではしていますが、それがもっと深まっていくというのは、まだまだ先かなと。実際に、今年まだ終わっていませんけども、また集約して来年度に向けた課題も設定していきたいなと考えているところです。

・委員

私学の幼稚園は、バスで子どもたちを迎えに行っており、八尾市内のほとんどの小学校から来られています。教育の指導要録も、ほんとは小学校へお持ちして、いちいち引き継ぎをしていきたいのですが、なかなかできない。入学する小学校からは、「どうですか。みなさん、スムーズに小学校に入って来ていただけますか」と、要は授業がみなさんきちんと受けられますかという中身ですよ、言葉は違いますけども。そういうなかで、「みなさん優秀ですよ」とお答えするんです。あとは指導要録を読んでおいてくださいと言うんですよ。指導要録の中に、子どもさんの普段の姿が書かれているんです。これは丸秘の分で小学校に送るわけですけども、小学校は其中で何を読んでくれるか、そこに何か少しあると思うんですよ。こんなことで苦労したとか、特に気にしないですけども、子どもが左利きだったら、右利きに変えてくださいとか。だけどそれをする、自暴自棄になる子どもが中にはおりますので、そんなこととか、いろんなことがあったよということも書いたりします。そうやって小学へ送る、小学校は忙しいですから、担任を持たれたら教育指導要録を読むというケースが多いんじゃないかなとこちらは勝手に思っています。そこで初めて、文書が出るということが、指導要録の現状じゃないかなと思っています。

それから小学校との職員の交流というのは、正直あまりできていません。私学幼稚園と公立の小学校においては、できていない。それは私学のほうも時間的にいっぱい、小学校さんの時間もなかなか合いにくい。そんなことでございます。その分野はこれからの1つの課題であるなど、こんなふうになっています。

・委員

実際に公立小学校から先生が訪問されているというのはありますか。これまでに。

・委員

われわれも、小学校に送るについて、本来なら、白紙の状態小学校へ送りたいんですよ。白紙の状態というのは、われわれの先入観念はおいといて、小学校ではもう一度さらで子どもたちを預かってほしいという思いなんですけど。それが本来そうなんでしょうけど、ほんとに白紙の状態を受け入れると、小学校がパニックになる。小学校もスムーズに受け入れしてもらわないといけないわけですから。まあそういう、いろいろとね。だから白紙の状態小学校が受け入れないとだめですが、小学校も1回会っただけでは分からない。いろいろと意見をされる場合も中にはあります。

・委員

横で先生が言いにくそうに、いろいろあるのかなと思ってお聞きしていましたが、私もやはり小学校に入る前、就学前の3年間というのはたいへん大切な、人生の基礎部分であると思います。3歳までは家庭教育、親子とのかかわりが基本になるかと思いますが、小学校前の3年間が、能力ということで大きな影響を及ぼす大事な時期だと考えます。小学校中学校、高校、大学と、教育を受けていくわけですが、就学前の3年間の基礎的な部分でやはり差がついてはいけないということで、小学校までの教育ということには力を注いで行こうという方向に大きくシフトされているかと思われませんか。いろんな書物を読んでも、やはりその時期と言うのは、大切な時期であるということで、現状的には幼稚園では教育ということも重視されておりますけど、保育所のほうではまだこれから、という取り組みがあるのかなと思います。預かりという言葉、保育というのが中心になっていると思いますが、ある認可の保育所のほうでは、すごく行事に力を入れていらっしゃるって、多くの行事をされているところもありますし、そこでもまた差が、保育所の中でも差があるかと思うのですね。要は、先ほど先生がおっしゃっていたように、子どもはいろんな体験をすることで、そこで能力の差がつくこともあるかと思いますが、1つの大きな刺激になって、そのことがきっかけで自分の才能を伸ばしていくことにもなるのだと思います。さっきおっしゃったように、そういうふうな体験を通して、発達障害っていうのが、私ずっとさせていただいていることなんですけど、保育所、幼稚園の時期、またそれまでの時期、いろんな検診、乳幼児健診のときでも、発達障害の方を早く見つけて、早く手を打っていかうということを保護者も親御さん自身も自覚して、家庭でも取り組んでいくということ、家庭から、また保育所、幼稚園、小学校、中学校とずっと流れていく中で、それをきちっと引き継いでいくことが大切なことであります。幼稚園だから引継ぎがあって、保育所だからないとか、また私学があって公立があって、ということではなくてね。子どもを見るということで、子どもの発達ということを大きく見た場合は、大切なことだと思いますので、これから課題とおっしゃっていましたが、直接携わっていらっしゃる方にとっては大切な、全部思ってもらえることだと思うのですけども、そのことがだんだんクローズアップしてきている現状が、社会的にも注目されている部分かなと思います。私がずっと見続けているのが、小中高出た場合、次の段階、社会に出た場合どうかというのを私は引き継いでおりますが、やはりそういうふうな基礎的な幼児期のときに、そのような支援または体制を作っていくというのは、引き続きぜひとも八尾市は率先してやっていただきたいと思います。

・委員

先ほどのですね、「現状はどうか」という質問に対して答える、その答え方を見ていると、公立だったら教育委員会、いや、私立や、公立や、いや、こども未来部やというような、所管で答えるという、それが現状だということがとてもよくわかります。ということは、本当に連携と言いながら、じゃあ公立と私立とどういう連携ができていくのか、保育所もどうなのかと。私は今、小学校に勤めておまして、小学校と幼稚園、小学校と保育所という交流はしていますけども、幼稚園と保育園と教職員や、あるいは子どもたちというのは、どれくらい交流が進んでいるのか、お互いの情報交換が教職員の中でどれくらいできているのか、保育士さんとどうなのかということで言えば、まだまだこれからではないかなと思っています。だから本当に横糸の部分ですね、そこをもっとつないでいくよ

うな施策なり、取り組みが今後ほんと必要なんだなと考えたのが1つです。

それとですね、小学校への円滑な移行ということで、それぞれ小学校でもいろんな取り組みをしています。私も経験がありますけど、たくさん子どもたちを受け入れた側から言えば、いろんな保育施設にお世話になって、保護者もいろいろな場で子育てを学び、育ってきたお子さんっていうのはあまり問題がない。むしろ在宅で、育児不安の大きい保護者の元で育てられた子どもたちが、学校生活や集団生活になじめない。そういう子どもたちがいろいろ問題行動を起こしてしまって、なかなか集団のまとまりができない。親と話をしてもなかなか親とのコミュニケーションが取れない。やはりそこからいろいろな問題が発生してくるというのが現状なんです。だからそれぞれの保育園、施設でいろいろな子育て支援の工夫もされていますし、NPO等でも、いろんな子育て支援の団体もありますけど、私は八尾市としてもっと生活不安の家庭の親御さんたちの子育て支援というものに力を入れてほしいなと思います。たとえば虐待とかDVの問題が起きるような家庭もありますし、八尾市の特徴ですが、日本語を母語としない外国人の市民もたくさんいらっしゃいます。そういう経済的な理由で、非常に家庭不安の親御さんもいらっしゃいます。ほんとに弱い部分で、そういう家庭環境にある子どもたちが、豊かな学びや育ちをして、小学校に入学して来られるような、前段階での支援をもっともっと充実させていただきたいなというふうに思います。

・委員

行政が何をできるか、何をしなければならないかということだったと思うので、まず1つは、教育委員会は教員の連携をしてくださいと言っていると。そういうふうな方針であるということ、ぜひ現場へもっと周知徹底してほしいというのが1つです。なぜかと言うと、私は保・幼・小の教員を養成していて、その現場の先生方の様子だとか子どもたちの様子を見ていて、先ほど小1プロブレムの話も出ましたけど、特に小学校の先生に幼児教育の現場を見ていただきたい。そもそも小1プロブレムの場合、立ち歩いたりとか、集団の生活になじめないのはそれまでの自由奔放な幼児教育に問題があるのではないかと言われますが、幼稚園保育所では集団できちんとやっているわけですから、そういった様子をぜひ見ていただきたい。どういう連携が必要なのかということを一っしょに考えていただきたい。だから今回諮問事項のタイトルにあった「切れ目のない支援」の、切れ目のないというのは、ああやっ子どもが主体になったなと。子どもたちを小学校の現場に連れて行くとか、そういうのは継続していただけたらいいと思うのですが、やはり教員の交流、それを制度的にも動けるように実施していただきたい。1日丸々あけて現場に行くというのは、すごく担任持っていたらしんどいと思いますし、そういうことを可能にしてほしいなというのが1つ。

実際、小学校に上がった子どもたちに調査をすると、子どもたちは、遊びの部分や仲間作りの部分ではほとんど混乱していないのです。どこで混乱しているかというと、チャイムが鳴る、たとえば給食とか。給食のとき幼児期を食育とかで楽しくごはんを食べるといふかたちできた子どもたちが、突然15分で食べてしまえと言われるという部分で混乱する。それであればどうするかということ、考えていただきたいなというのが1つと、先生がおっしゃったように、集団生活からもれている子どもとのつながりをどうするかと、もう1つはやはり特に気になる子どもの対応として、すぐに幼児教育、保育の場に問い合わせられるような体制をサポートしていただきたい。

・委員

個々の子どもの情報のやり取りという問題が、端々に出ているのですが、少し難しいのかと。個人情報の取り扱い部分で、たぶんペーパーで書いて小学校に送れる部分と送れない部分がある。書いて送るとなると保護者の了解を取らなければいけないとか、そういったところの整備はきちんとやらないと。あまり個人情報の保護を問題にしすぎると、幼稚園や保育所で把握できた情報が小学校に行かないという問題、このあたりがすごく難しい問題があると思います。

・委員

今回の会議での検討課題にも加えていただきたい。今、支援を必要とする子どもたちの引き継ぎというお話はなかったと思うのですね。次回でも結構ですので、今どういうかたちで引き継ぎがなされているのかを知りたかった。と言いますのは、1ヶ月に1回ですね、大阪府の教育センターの方から八尾市に指導主事の先生に来ていただいて、勉強会をしています。そこでどういうことがなされたかと言いますと、幼稚園の先生ががんばっていて、幼稚園の先生は一生懸命養育していただいている。でも小学校1, 2, 3, 4, 5まで上がったけど、小学校に入ったとたん、また1からやり直さないといけないという状況が見られるという話があった。これもこの審議会の中での検討課題に加えていただければと思います。

・委員

これも次回に向けてということなんですけど、今日でも、先生同士の交流であるとか、子どもの能力を向上させていくこととか、発達障害の可能性であるとか、地域間の交流とか、さまざまな部分が出てきたと思う。これ多分、お一人お一人の意見がすごく深ければ深いほど、たぶん指針で出していくものもすごく中身が濃いものになっていくと思うのですが、ほんとにあと数限られる時間の中で、やはり分野に特化して、諮問として出していくのか、それとももう羅列のように出していくのかというのも、次回に向けて、これらほとんど2時間でも3時間でも数限りないと思うので、次回、次々回、時間限られていますので、その点も含めて、どうやっていくかというところをまとめていただきたいと思いました。

・委員長

私も今日のこの委員会は、非常に興味のある、非常に、自画自賛ですが、中身の結構濃い議論であったかと思っています。まだまだもっと続けたいんですけど、時間がもう予定では20分以上過ぎておまして、この「切れ目のない支援」ということに関して今までの話を伺いまして、3つの側面から見る必要があるなと思いました。

1つは、子どもの学びがどうなのか。今の仕組みやあるいは幼、保、小における教育や育成の学びについて、あくまで子どもの学びをベースに考える。これが1つと、2番目は大人ですよ。周りの大人が、そういう子どもの学びを保証するために一貫した育成観をしっかりと持っているかという課題ですね。3点目が、やはり制度ですね。やはり配慮が必

要な子どもたちは、親の養育態度やそういうものにかかわらず、広くおられると思うのですね。それは小さな問題から大きな問題まで、制度の中で、狭間で、どうもなんかこう、落ちているというか、より早くから配慮が必要な子どもをかかわらなければならない。そういう制度に何か問題がないか。子ども、大人、制度という3つから考えていく必要があるなと思います。逆にそれをつなぐのが、先生方の交流であったり、子ども同士の交流であったり、あるいは在宅でおられる子どもさんをどう地域で迎え入れるか、うまく小学校のほうにつないでいくか、また親御さんもそういう部分をきっと期待しておられると、そんなものになっていくのかなと思います。

そして、今日もう一点ですね、「切れ目のない支援」の中で、放課後児童室についても、記載が入ってしまっていて、これも議論をしなければならなかったのですが、たぶん次回の宿題になろうかと思うのですが、この放課後児童室についてもですね、ぜひ次回の会議までに、事前に少しご意見を寄せていただいて、その集約を元にまた次の議論を深めていけたらと思っております。

それでは今日の議案の1、2を終わらせていただきまして、強引に終わってしまっておりますけど、申し訳ございません。その他というところがありまして、事務局さんをお願いします。

・事務局

その他ということではないのですが、次回の会議の日程の確認をさせていただきます。次回、10月3日の土曜日、午後2時から今回と同じこの場所ということで、市役所の8階第2委員会室で開催させていただきます。以上でございます。

・委員長

今回は10月3日の午後2時からです。たぶん1時間半では無理かと思うので、2時間くらい予定していただけますでしょうか。よろしいですか。できましたら2時間くらい見ていただいて、2時から4時くらいまで、次回10月3日土曜日ですが、またお集まりくださいますようお願いいたします。どうも大幅に時間を越えてしまいまして申し訳ございませんでした。今日はほんとに活発な議論をいただきまして、ありがとうございました、これで終わらせていただきたいと思います。

以上